

多久市長から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成27年10月6日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 都市計画の種類及び名称

多久都市計画下水道 多久市公共下水道

2 縦覧場所

佐賀県県土づくり本部下水道課